

契約時の注意事項

1 契約の締結について

契約の締結は、落札決定の日から7日以内（ただし、土曜日、日曜日及び祝日等、明石市の休日を定める条例（平成3年条例第4号）に定める休日を除きます。）に行ってください。

国税の納税証明書については、開札日の前日以降の日付のもの（写し（PDF形式を含む）でも可）を提出してください。

契約に当たっては、契約書と同時に暴力団排除に関する「誓約書」（2枚1組）と「配置技術者届出書」を提出してください。

上記の契約書に添付する書類は明石市ホームページから取り出してください。

http://www.city.akashi.lg.jp/zaimu/keiyaku_ka/top.html

2 契約保証金について

契約保証金等は、請負金額の10%以上が必要です。ただし、契約担当者が免除の指示をした場合は不要です。

履行保証保険を利用する場合、保険期間の開始日は契約締結日と同日あるいはそれより前に設定されている必要があります。

現金で納付される場合、納付書の作成が必要となりますので、契約を締結する日の前日までに財務室契約担当まで連絡してください。（本庁舎2階の明石市指定金融機関派出所については、午後3時までの取扱となっていますのでご注意ください。ただし、下水道室の契約案件に係る納付については、本庁舎2階の明石市指定金融機関派出所ではできませんのでご注意ください。）

3 留意事項

- (1) 工事の施工にあたっては、建設業法で定める資格を有する者を適正に配置してください。
- (2) 労働基準法や最低賃金法など労働関係法規を遵守し、労務者賃金が不当に低くならないようにするなど、適正な労働条件の確保に努めてください。
また、元請業者としての責任を十分に認識され、適正な時期に、適正な工事代金を各下請業者に支払ってください。
- (3) 労働災害の防止に努めるとともに、十分な安全対策を図ってください。
- (4) 建退共済掛金収納書の提出の指示があった入札の場合、契約締結後、1ヶ月以内に提出してください。
⇒ また、変更契約（増額変更）を行う際に、当初提出された建退共済掛金収納書に変更が必要な場合には、変更契約締結時に変更契約書と併せて、追加分の建退共済掛金収納書を必ず財務室契約担当へ提出してください。
- (5) 契約締結後10日以内に設計図書に基づいて、工程表を作成し、工事主管課へ提出しなければなりません。また、正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しない場合には、契約を解除し、違約金を請求することがあります。
- (6) 契約の締結までに、債権者登録をされていない場合や内容に変更がある場合は、担当課へ手続きをしてください。（担当 会計室 078-918-5053）
- (7) 契約の相手方は、工事請負契約書、建設業法、労働関係法令、道路交通関係法令、環境保全対策関係法令等、工事の施工に関わるその他関係法令を遵守し、「安全・安心のまちづくり」を念頭に置いた工事の施工に努めてください。

契約手続きに関する問い合わせ先 財務室契約担当 078-918-5012

また、環境保全の観点から、以下の事項及び裏面記載の事項についてご注意ください。

4 資材の再資源化について

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律が平成14年5月30日から施行され、建設工事の実施にあたっては、分別解体と再資源化が義務化されましたのでリサイクルに努めてください。

問い合わせ先 住宅・建築室開発審査課 078-918-5087

5 自動車NOx・PM法の遵守等について

(1) 自動車の交通量の増大等に伴い、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の環境基準の達成状況は厳しい状況が続いています。また、本市においては、自動車NOx・PM法の対策地域に指定されており、既に車種規制が施行されています。環境基準を達成するため、自動車NOx・PM法の規制対象車種については猶予期間中であっても可能な限り速やかに最新の排出ガス適合車としてください。

(2) 自動車NOx・PM法の規制区域外で登録された自動車で、最新の排出ガス適合車ではない自動車については、可能な限り本市内を走行させないようお願いします。

問い合わせ先 環境室環境保全課 078-918-5030

6 過積載による違法運行の防止について

(1) 工事用資材等の運搬において、適正な積載が確保されるよう努めるとともに、過積載を行っていると思われる資材納入業者からは資材を購入しないでください。

(2) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止に関する特別措置法（ダンプ規制法）の趣旨を踏まえ、道路交通の安全に努めてください。また、同法の趣旨に沿って、同法第12条に規定する団体等の加入者の使用を推進してください。

7 一般廃棄物の適正処理の遵守及び減量、再資源化の推進について

本市では、循環型社会の実現に向け、3R（リデュース、リユース、リサイクル）を中心としたごみの減量、再資源化を強力に推進することが求められています。減量化目標値は、平成32年度の事業系市ごみ処理量を平成22年度から約4,500トン削減すること、平成32年度のリサイクル率を15.7%にすることなどであり、事業系ごみの減量が必要不可欠となっています。

本市の区域内における事業系一般廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定められた事業者処理責任の原則を遵守し、下記のとおり適正処理を行ってください。

(1) 適正処理（次のいずれかの方法で処理してください。）

ア 事業者自ら本市の処理施設（明石クリーンセンター）へ搬入する。

イ 本市の一般廃棄物処理業許可業者と委託契約を結び収集してもらう。

ウ 基準に適合した自らの施設で処理する。

(2) 分別、受入基準

本市の処理施設へ搬入する場合は、一定の受入基準に従う必要があります。自ら搬入するとき、又は一般廃棄物処理業許可業者に収集運搬を委託する時は、可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみに分別して出してください。特に、鉄板、アングル、ワイヤー、タイヤ、ガスボンベ等の搬入はできません。

(3) 減量、再資源化

紙類（OA用紙、段ボール、新聞紙、紙箱など）、缶、びんその他再資源化できるものについては、資源として分別し、リサイクルを図るなど一般廃棄物の減量、再資源化を積極的に進めてください。

問い合わせ先

（廃棄物の減量、再資源化）	環境室資源循環課	リサイクル係	078-918-5794
（一般廃棄物処理業許可業者）	環境室資源循環課	リサイクル係	078-918-5794
（廃棄物の分別、受入基準）	環境室資源循環課	明石クリーンセンター	078-918-5790